



春間近な旧北海道庁(赤れんが)

平成13年3月25日発行 第243号 隔月1回25日発行

まようせいしよし ほっかいどう

行政書士 北海道

2001年3月

No.243

〈 ホームページアドレス=<http://www2s.biglobe.ne.jp/~gyosei> 〉
〈 メールアドレス=gyosei@mrd.biglobe.ne.jp 〉

ホームページコーナー

厳しい北海道の冬もようやく終幕をむかえ、ここに来てやっと春の気配を感じるようになってきました。北海道会のホームページも21世紀に突入してからアクセスが好調で、1月から2ヶ月連続して月間アクセス数が1000回を越えております。ホームページに携わる者として喜びもひとしおで、アクセスされた皆様に紙面をお借りしまして感謝申し上げます

インターネットもフレッツISDNの登場で、時間を気にせず安心してアクセスができるようになりました。嬉しいことに3月1日からは通信料が下がり、一段とリーズナブルな利用ができるようになりました。筆者も以前から楽しみにしていた安価な常時接続が可能になったわけです。ただ、最近猛威を振るっているウイルスやハッカーによるホームページ改ざんなどの心配もありますが、利用環境が改善されていくのは目前に控えた電子化社会の準備をするためにも非常に良いことだと思います。

さて、ホームページコーナーからのお知らせです。業務関連の情報ページでは引き続き最新情報を掲載しております。また、2月に開催され史上最高の人出となった雪祭りの写真をアップいたしました。ご覧になった方もなっていない方もぜひアクセスして下さい。

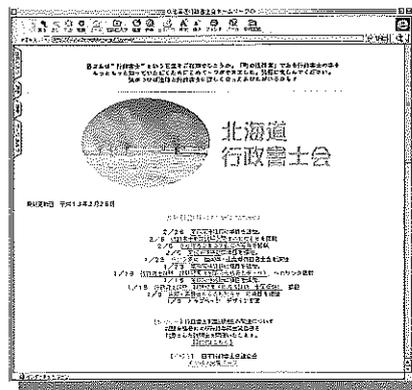
行政書士制度説明会のご案内もしております。平成12年度行政書士試験結果も掲載しておりますが、北海道における合格率74%、合計104名の方が合格されました。新しい仲間が増えるのはとても

も嬉しいですね。

また、新しく開設された他会のホームページもリンクサイトに追加しております。こちらもアクセスしていただき他会の様子もぜひご覧になって下さい。

今後も活用されまた楽しいホームページを目指して頑張りますので、応援を宜しくお願いいたします。ご感想やご希望・ご要望など皆様からのメールをお待ちしております。

【ホームページ担当 佐藤文則】



パソコン行政書士通信 【検索エンジン特集】

今月のパソコン行政書士通信は便利な検索エンジン特集です。それぞれ検索特徴がありますので、ご自身にあうものを見つけてみてください！

・YAHOO! JAPAN (ヤフー) <http://www.yahoo.co.jp/>
日本で一番使用されている検索エンジン。その規模ゆえに最近ではサイトの更新が遅く、最新の情報を手に入れるのにはあまり向かないが、定番モノを検索するには一番手軽である。

・LYCOS Japan (ライコス) <http://www.lycos.co.jp/>
新興検索サイトでヤフー追撃の一番手。ヤフーと同タイプのジャンル別の検索ができるが、新しいサイトの掲載はこちらの方が活発。ヤフーと平行して使ってみるのがいいかも。検索時に自動的に関連するニュースが出ます。

・フレッシュアイ <http://www.fresheye.com/>
ウェブ上で更新されたものから検索の上位にくる、最新の情報を得ることに主眼を置いた検索サイト。ただ、ウェブの検索精度がいまいちでなかなか使える情報の最新版を得ずらいのが欠点。ただし、使ってみる価値はある。

☆法律の検索には・・・

- ・Goo便利ツール「法律」<http://value1.goo.ne.jp/cgi-bin/law-top.cgi>
- ・法庫<http://www.houko.com/>

(文責 田村文生)

■Goo便利ツール「法律」

<http://value1.goo.ne.jp/cgi-bin/law-top.cgi>



■YAHOO! JAPAN



<http://www.yahoo.co.jp/>

■LYCOS Japan



<http://www.lycos.co.jp/>

■フレッシュアイ



<http://www.fresheye.com/>

結果の平等から機会の平等へ



北海道経済産業局
局長

高橋 はるみ
(写真左)

北海道行政書士会
会長

佐藤 良雄
(写真右)

会長 本日はよろしくお願ひします。北海道行政書士会には全道で1300人余の会員の方がおります。

私どもの業務は、おおむね、中小企業の会社を設立するとか、異業種へ展開するときの許認可を取得するとか、それに関わるビジネスプランの作成とか、中小企業を中心にしたビジネスサポートという位置付けです。特に経済産業局の新しい中小企業向けの政策等には、私どもも敏感に反応しなければならないと思っています。大変固苦しくて申し訳ないのですが、北海道経済産業局の未来に向かっておやりになろうとしている事業に関して、お話を頂ければと思います。

～ 経済産業局の目指す方向性 ～

局長 私もまだこちらに来てから1ヶ月でして、勉強途中です。経済産業省は間口の広い仕事です。中小企業政策も経済産業省の重要な柱ですし、エネルギー政策、あるいは、製造産業についての環境問題への対応支援、あるいは個々の事業者が、事業をやりやすいような環境整備等の様々な政策をやっております。

また、重要な景気の指標である生産や小売にかかる統計とか特許にかかることも私どもの業務です。

それから、通商関係。それぞれの地域における最先端部隊として仕事をさせていただいております。

新聞等でもご覧になられたかと思ひますけれども、日本で2つしかない炭鉱、これも私どもがやはり気にか

なければならない分野であります。

そういったなかで、これからどういった分野に重点を置いて仕事をしていくかについて、名前がまさに表すように、今までの視点は産業の視点であり、通商の視点であったのですが、これからは経済全体の視点から責任を持っていくという観点が重要だと思ひを持っております。

やる気のある企業がやりやすい環境を整備していくことは、規制緩和を含めて、あるいは、規制の強化もありますけれども、それが経済産業省の大きな仕事となるでしょう。

それからやはり環境対策が重要になってきます。環境省と連携してエネルギー行政を所管し、製造業の多くの部分を考えるなかで、環境問題の制約をいかにしていくかがこれからの仕事の大きな柱となります。

それから、少子高齢化をはじめとする社会構造の変化のなかで、厚生労働省にのみお任せするだけでなく、これらを視野に入れながら経済全体の舵取りにご意見を申し上げていくことも必要だと考えております。

また、地域経済対策というのも大きな柱となっております。地域の持ち味を生かした中央集権的ではない地域政策を私どもの省の観点から何ができるかということを考えています。このために、地域経済産業グループというものを立ち上げました。地域政策の位置づけも省の中で大きくなってきています。

「結果の平等から機会の平等へ」

それからやはりイノベーションと申しましょうか、パイを広げて行くためには、やはり技術開発が必要ですから、これに対して何が出来るか。さらには内外の通商政策、国際的な経済運営に責任を持つということが、これからの私どもの重要なミッションとなってきます。

それを地域の現場で何をどうやるかということにつきましては、前任の小脇局長の陣頭のもとに、去年の6月に21世紀北海道経済産業政策、というものを発表をいたしました。ご存知ですよね。

会長 はい、読ませて頂きました。非常に具体的で、特に開業率を5年後に倍増して6パーセントとかですね。地域雇用5万人とか、株式公開企業数を120社ということは、倍ということですよ。このような目標は道内の一般企業家とか、産業に携わるものにとっては、非常にわかりやすい事で、非常にいいと思いました。

～ ITと北海道経済 ～

局長 北海道経済社会は、今のところは残念ながらやはり公共投資が基幹産業として経済を支えているのが実情です。サッポロバレーと言われるようなIT産業は、大都会の札幌を中心に展開されていますが、こうした動きを全道津々浦々にというのは難しいかもしれません。

ただ論理的に考えると、東京なり、大阪という一大需要地から離れているが故に、ITの持つ良さが最も発揮されると思います。

会長 オールドエコノミーがITをいかに利用して、違う業態に生まれ変われるかがひとつの鍵だと思います。マーケットの大きさなんかは東京や大阪などとは比較にもなりませんから、北海道におけるオールドエコノミー



がどういう変化を遂げれるのかという事の方が、ずっと経済波及効果も大きいし、雇用促進効果も大きいと思います。では次に、中小企業対策について特にありますからお願いします。

～ 中小企業基本法の改正 ～

局長 今回のポストに参ります前は、中小企業庁で仕事をしておりました。そして1999年12月に40年ぶりに中小企業基本法の改正がありました。理念の問題についても、弱者救済という概念がおかしいのではないかということになりました。確かに企業規模の格差があり、しかしながら実はよく見ると中小企業でも大企業でも伸びる企業と伸びない企業がある。あるいは、利益率の高い企業と低い企業もある。そういった企業の格差というのは、特に中小企業の場合経営者のやる気であり、行政の支援の仕方によるところが大きいと思います。

新基本法に基づいた政策体系は3本柱として、1つ目の柱は「経営の革新」と「創業の促進」。これは旧基本法の体系ではあり得なかったのです。旧基本法は過小過多という考え方の中で、更に企業を増やすという概念はあり得なかったのです。ただ、その後、80年代以降に開業率と廃業率が逆転してしまったという時代の中で、やはり創業というのを政策的にサポートしていかなくちゃならないのではないかという中で、これを改めて遅滞しながら、中小企業基本法に位置づけたというのがこの政策の目玉になります。

2つ目は「経営基盤の強化」。ニッチという言葉もここ10年くらい言われていますが、スケールメリットが効かないような大企業よりも、小さいマーケットで中小企業が競争力を発揮できるという部分があります。

そうは言っても人の問題、技術の問題、そういった経営資源を確保しようとする場合に経営規模が小さいがゆえのハンディキャップがあります。ですからマーケットで大企業と中小企業が入り乱れて競争する際の競争条件を何とかしようと。競争する為にはある程度平等な経営資源を持った上で、後は知恵の出し方で競争して結果において大企業が勝つ場合もあるし、中小企業が勝つ場合もある。その結果責任までは問えないのですが、入口の競争条件の整備イコール経営資源の確保の促進や支援をしていこうとするものです。

そして3つ目の柱は「セーフティネット（安全網）」。

規模が小さいゆえに、経済環境の激変には中小企業は弱いので、例えば、貸し渋り。金融機関の企業としての生き残りの問題があるので、結果として、体力の弱い中小企業にしわ寄せがくるという事です。

「結果の平等から機会の平等へ」

こういった中小企業の経営者の努力とは関係のない外の世界での大きな事、これは、地震もあるでしょうし、天災もあるでしょうし、そういった場合には、やはり安全網を用意しておくことも必要だと思います。

以上3つの政策の柱、当たり前といえば、当たり前、世の中で言えば、そういった所を中小企業の支援として改めて位置づけをしていこうという事です。

また、資本金基準についても見直しました。こういった基本法の改正に伴いまして、当然の事ながら、様々な、実際に政策を行っていく上での、基礎的な中小企業関連法も改正いたしておりますし、また、法律改正に至らないまでも様々な項目について、基本的な事を色々変えてやっています。

私自身は、この基本法改正の後に、その中の作用法としての、指導法の改正の担当課長として、基本理念の実現の為に経営資源の部分についてソフト支援、いわゆるインフラ整備を担当して参りました。

今は基本理念しか申しませんでした。遅蒔きながら中小企業政策というのは、新たに経済産業省の一部局として位置づけられるという事になりました。これを念頭に置きつつ、新しい21世紀に向けての中小企業をソフトな形で支援する方向に変えつつあります。

会長 我々のクライアントはほとんど中小企業なのですが、大いに、政策に対してこういった事柄を利用させていただければ有り難いと思います。最後に、ソフト支援というお話がありました。開業率の問題がありますよね。自分の実力を社会の中で試してみたいと思われる方も、政策が変わってきたなと肌で感じてきているのではないのでしょうか。学生さん達と会っても、経済学部の先生達が、将来自分で独立できるようなゼミを開講していたり、そのような学生が我々企業家が受けるようなセミナーと一緒に受けていたりします。この方達が卒業してすぐに開業するわけではないでしょうが、きっと将来そういう夢を持って仕事をされる事でしょう。

そういったマーケットを見つけられた方は、そういう思いで、企業を見ていくのでしょうか。我々は、そのような志を持った方へのアドバイザーとしてとかメンターと称して話をしていく事も、我々の機能として考えております。

我々の仕事は単純に手続きをしていくという事だけではありませんので、会社を設立する前の段階からその支援をしております。ここが私共の将来の活躍のしどころかなと思っております。



～ 価値観の変化 ～

局長 やや大げさに言えば、ここ数年については生き方についての価値観が少しづつ変わってきたのではないかなと思います。

それは、良い成績を取って良い大学に入り、大企業に入って、そして長く勤めて生涯を終えるという人生設計を良しとする価値観が潜在的にどこかにあったのではないかなと思います。ただ、その後北海道では拓銀が破綻しましたし、日本全体で言っても、大企業も危ないのではないかと、ましてや大企業にはリストラもありますし、その中で、どうせ首にされるくらいだったら自分で創業しようよ。自分で儲けて自分でやりたい事や、その方が楽しい人生ではないかと思う人間が自然発生的に増えてきたのではないかと思うのです。

息子の教科書を見たりすると、一部ベンチャー企業の紹介があるのですが、基本的には、中小企業の工場現場というのは前近代的な制作現場で、みんな必死で働いているという企業像になっています。しかしながら、自然発生的な国民の意識の中における「創業」に対する前向きな位置づけというのでしょうか、そういうのをやはりここ数年で見えてきたのではないかなと。私も中小企業の方々とお話をする機会がありましたが、そんな意識になってきたと思います。

会長 最近、私も色々な大学とか高校にも呼ばれて話をするのですが、なぜ呼ばれるかと言いますと、やはり子供達がみんな経営者に会ったことがないのです。ですから経営者とはどんな人達なのか話しをして欲しいということなのです。

「結果の平等から機会の平等へ」

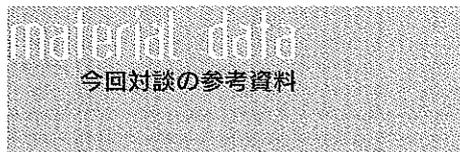
この前そんな話をしたら、そこに来ていた若い男性が、自分達は北海道大学のアントレプレナークラブで、将来独立をしたいと思っています。と話をしている、君たち北大だったら良い会社に入れるでしょう？どうして君たちは社長をやろうと考えているの？と。

そうしたら、すごく答えがシンプルでした。だってカッコいいのだから、と言うのですよ。そしたら、経営者は格好良くならないといけないのかなと思って、ここから先、格好良くやらないといけないと思ったのですが。(笑)

局長 実際の環境はもう整ってきているのですが、自然発生的にも私共も創業支援の為に政策メニューを各種準備させて頂いておりますので、是非、行政書士の皆様方も活用されながら、まずは、クライアントの皆さんの創業の支援を少しでも多くして頂いて、それが道内の経済につながりますし、ひいては日本全体の経済に関わってくると思います。もちろん創業してもうまくいかない企業もたくさんあるとは思いますが。

会長 基本的に、資本主義社会では多産多死が標準形ですから。僕らはみんなが全力をあげて戦って、それで、結果的に多死する場合があります。それは承知でみんなも自己責任で入って来られる訳ですから、そういったパワーが大きくなるのが、経済の発展に寄与する事に相違ないと思いますし、私どもはそのお手伝いをできたらいいなと思っております。今日はお忙しい中、貴重なお時間を頂きましてありがとうございます。今後ともご支援のほどよろしくお願いいたします。

会長 今後ともよろしくお願いいたします。



事務局からのお知らせ

平成12年12月に北海道行政書士会名で会費と思われる振り込みがありました。お心当たりの方は、事務局までご連絡下さい。

事務局人事

お知らせ

- ・退職 (平成12年12月31日付)
事務職員 佐藤 洋美
平成6年1月1日に採用になり、7年勤務してきましたが、この度退職いたしました。
勤務中は大変お世話になりました。

根室支部事務局移転について

平成13年4月1日より下記のとおり支部事務局所在地が移転になります。

記

支部事務局所在地
〒087-0024 根室市宝林町2丁目20番地5
行政書士 平賀禎彦事務所内
TEL (01532) 4-2843
FAX (01532) 4-2863

- ・採用 (平成13年1月1日付)
事務職員 長沼 奈緒
佐藤事務職員の後任として採用されましたので、よろしくお願い致します。



上海日本国総領事館における査証申請手続の概要

商用を目的とする査証申請手続を中心として

札幌支部 滝 沢 俊 行

1. はじめに

外国人が「短期滞在」の在留資格で本邦入国を希望する場合や「在留資格認定証明書」の取得後の査証申請手続については、申請窓口が在外公館ということもあり、日本国内では見えにくい部分が多く、実務上苦慮することが少なからずある。

とりわけ我が国との査証免除協定がなく、不正入国の事例も頻繁にある中国人の本邦入国については審査も厳密にならざるを得ず、我が国へ入国を希望する者は「高いハードル」を乗り越えなければならぬと言っても過言ではない。

このような中、このたび大分出入国事務取扱協議会（代表：伊藤精行政書士・大分会）が主催する「中国・上海入国研修ツアー」に参加する機会を得た。2月25日から27日までの2泊3日の短い日程であったが、この間「上海日本国総領事館」、同領事館の手続指定団体である「上海市因私出入境服務センター」および「上海市公証処」を訪問し、中国人の本邦入国に関連して、現地ならではの貴重な情報を入手してきたので、誌面を借りて報告したい。

なお、領事館の瀬野首席領事、今瀧査証担当副領事（法務省入管局出身）の両領事からは、私たちが行政書士の一行に対して特段のご配慮をいただいた。この場を借りて御礼を申し上げる次第である。

2. 査証手続の分類

上海領事館での査証申請は大きく次のように分類される。

ア、在留資格認定証明書がある場合

申請日の翌日から起算し、5業務日目に発給

イ、在留資格認定証明書がない場合

① 商用目的の場合

・ P方式の場合は、申請日の翌日から起算し、7業務日目に発給
なお、P方式の場合はすべて、東京の外務省外国人課で審査をする。

したがって審査は統一化されており、問い合わせ先も外務省となる。

審査の結果、「一般案件」に回ることがある。

・ 一般案件は、結果判明まで1~2カ月を要する

② 親族訪問の場合

結果判明まで1~2カ月を要する

③ その他（観光など）の場合

結果判明まで1~2カ月を要する

以上であるが、本稿においては紙幅の都合上、以下「商用目的」を中心として査証の手続を紹介をする。なお、商用短期滞在の実務事例については、『「こんなときどうする外国人の入国・在留・雇用」(第一法規刊)3636頁滝沢執筆』を参照されたい。

3. 商用手続の概要

中国人が、商用、会議、姉妹都市交流等（親族・友人訪問、観光、技術・実務研修は含まれない）で、本邦に90日以内の短期滞在を希望し、特に問題がないと判断された場合は、申請が受理された翌日から起算して、ワーキングティ（土、日曜日、日本及び中国の祝祭日を除く）7日目に査証が発給される（所謂「P方式」）。

申請の内容によっては、必要に応じて追加して書類申請等を求められることもあり、この場合、審査に相当の日数が要し、査証発給予定日に査証発給が出来ないこともあるので注意を要する。

なお、必要書類がひとつでも欠けている場合や受理時点でワーキングティ7日に満たない場合は、申請は受け付けられない。

申請にあたっては、申請人が直接出頭したうえで行うことになり、代理人による申請は一切受け付けられない。

4. 必要書類について

査証申請にあたっては、以下の書類等が必要になる。

ア、在日保証人（日本側企業等）が準備する書類等

① 招聘保証書（原本1通、写し4通）

発行日付、6項目の保証内容、入国の理由・経緯の具体的（簡潔なもの不可）に明記する。

押印については、会社印と代表印の二つが必要となる（これは、最近偽造の「招聘保証書」が提出される事例が増えており、これに対応する措置である）。また、複数の保証人（連帯保証）は認められない。なお、申請人名簿、滞在予定表も添付しなければならない。

② 在日保証人特定資料（原本1通、写し4通）

・ 法人登記簿謄本（発行6カ月以内のもの）および会社案内書
・ 在職証明書

イ、申請人本人が準備する申請方法及び必要書類等

① 外事弁公室の発行する旅券（公用旅券）の所持者の場合

申請方法――必ず外事弁公室を通じて申請する

必要書類・外事弁公室の発行する口上書（原本1通、写し4通）

・ 査証申請書（外事弁公室備え付け）2通

② 公安局の発行する旅券（一般旅券）の所持者の場合

申請方法――原則として、次の領事館指定団体を通じて申請する

・ 上海市因私出入境服務センター

住所 上海市烏魯木齊南路甲1号

電話 021-6474-3066

021-6474-2302

・ 上海外事服務センター

住所 上海市銅仁路258号九安広場三階

電話 021-6256-5900 内線210

021-6215-8289

・ 江蘇省国際交流センター

住所 南京市雲南路31-1号蘇建大厦二四階

電話 025-663-3150

なお、例外として日本の独資企業、支店、駐在員事務所の職員（日中合併、合作企業の職員は該当しない）は、直接領事館窓口での申請が認められる（領事館の受付時間は午前9時から11時30分）。

必要書類 ・ 申請人が所属する企業の発行する文書（原本1通、写し1通）

申請人の身分事項、役職、訪日目的、日程を記載したもの

・ 査証申請書（上記団体備え付け）2通

・ 申請人が所属する企業の批准書及び営業許可書の副本写し2通

5. その他の注意事項

ア、「商用目的」で申請したが、P方式で受理してもらえない場合

例1. 訪日中に実務研修が含まれていると判断された場合

2. 申請人が過去の日本滞中に問題あった場合

3. 入国目的が明確でない場合

4. 日本への出発日が、査証発給予定日（7業務日）より早い場合

イ、査証の発給を受た場合

査証の有効期限は、発行日の翌日から起算して3カ月間である。この有効期間は日本で滞在できる期間ではなく、入国に際してその査証を使用できる期間である。なお、査証自体の期間更新はできない。

ウ、査証発給予定日に、発給されない場合

在留資格認定証明書及びP方式で申請した場合、あらかじめ発給予定日が決められるが、審査の必要上この予定日に査証が発給できない場合がある（保留も含む）。この場合、結果が判明次第申請人本人へ直接連絡することになる。

エ、発給拒否の場合

1. 偽造書類を提出して申請した場合
2. 申請内容が虚偽であった場合
3. 過去に1年以上の懲役・禁固の刑（日・中双方とも）に処せられた者（入管法5条に準拠）
4. 本邦を退去強制されて5年を経過していない場合
査証の発給が拒否された場合の、拒否の具体的な理由は告げられない。
なお、査証発給が拒否になった場合は、原則として拒否後6カ月間は申請ができない。

オ、管轄外からの申請

上海日本総領事館の管轄は、上海市、江蘇省、浙江省、安徽省である。

しかし、管轄地域外に住む人からの申請があった場合についても、これを受付けているとの事である。

しかし、管轄外地域（例えば福建省）からの申請については問題案件が多く、別途書類等の追加提出を求めていることから、結果審査期間が長くなってしまいうことになる。

平成12年度事業の総括

北海道会、理事会などの重要会議を相次いで開催

北海道行政書士会は3月3日、4日の両日、平成12年度の本会事業の総括と次年度へ向けた事業計画案を検討するため、第3回理事会などの重要会議を連続して開催しました。

第一日目は、午後1時30分から札幌市中央区の「札幌市女性センター」を会場に会議が開催されました。冒頭佐藤良雄会長が第3回理事会の開会を宣言すると共に、出席理事に対して現下の行政書士会内外をめぐる情勢について報告がありました。

会長からの報告の後、一旦理事会を休会し、日本行政書士会連合会の盛武 隆会長から「日行連の運営と行政書士制度のあり方」についてのお話をいただきました。ここで日行連盛武会長は行政書士法改正について特に言及をし、日行連が丸となり今国会会期中成立を目指している状況を説明されました。

引き続き午後3時から、日本行政書士政治連盟北海道支部の幹事会を開催した後、各事業部ごとの部会を開催し、午後5時30分第一日目の日程を終了しました。

続く第2日目は、会場を札幌市中央区「かでの2・7特別会議室」に移し、早朝午前9時30分から理事会を再開し、各部からの報告とこれに対する質疑応答が熱心に展開されました。

議事の内容は次のとおりであります。

- 1 日本行政書士連合会理事会等の報告について
- 2 平成12年度事業実地状況について
- 3 平成12年度一般会計収支決算見込みについて
- 4 平成13年度事業実地計画等について
- 5 平成13年度一般会計収支予算について
- 6 北海道行政書士会会則施行規定の一部改正について
- 7 北海道行政書士研修等実地要領の改正について
- 8 釧路訴訟事件について



上記の議案についての審議を終了した後、午後12時30分佐藤会長より閉会が宣せられ、第3回理事会は無事閉会しました。

さらに同日午後1時30分から4時まで同会場において、本会第7回常任理事会を開催し、5月25日開催の本会総会へ向け、平成13年度の本会事業の活動方針案の策定の作業に取り掛かりました。本会執行部は年度を貫く、間断なき業務体制を固め、理事一丸となり本会会員に対する滞りなき会務の執行を行う決意であります。

ひと

「人間探求」

～ 出会ったチャンスをものにするために～

札幌支部
行政書士

菊地利夫さん



今回は、いつでも笑顔で対応してくださる札幌支部の菊地利夫氏です。

菊地氏はいつ、どこで、会っても変わらぬ笑顔で人の心をほっとさせる不思議な魅力を持っています。

人の心を暖かくさせる才。これも天性のものではなく、ご自身をご苦労されてきた経験から生まれてくるものだといつも心から尊敬しておりました。

また、その笑顔の裏では不断の努力を続け今日の地位を築いてきたという姿勢が、私達に語らずとも様々なことを背中であえてくださいます。

今まで、幾度となくお会いしても開業してからの話をゆっくりと聞く機会もありませんでしたが、「産業廃棄物のことなら菊地さんに聞け」と様々な人に言われるようになるまでのお話を、笑いも涙も混ぜながらお聞かせくださいました。

インタビューー：佐々木ひとみ（以下、Iと省略）

I：今日はよろしくお願ひ致します。まずは、行政書士になったきっかけからお聞かせ頂けますか？

菊地：僕はもともと国鉄に勤めておりました、13年前の分割民営化の際に違う職業を探さなくてはならなくなり、行政書士になろうと思い試験を受けました。

どこで行政書士を知ったかと言うと、友人が勧めてくれたのがきっかけです。

その友人は結局合格しなかったのですが、僕は試験に合格して、さらに社会保険労務士を受験し、資格を取りました。

I：それはいくつのときなのですか？

菊地：37歳です。そのときには資格はとったもののお客さんもなく、仕事も何をしたいのかわからなかったのです。その時代には家内が働いていたのでずいぶんと助かりました。

社会保険労務士として家内の勤めていた会社と顧問契約をしていただいたのが初めての仕事です。

そして、町内会で子ども会の担当もしていたのですが、子ども達が大きくなって車の販売会社に勤務する子がいまして、それがきっかけで車庫証明の仕事をしはらくしていました。

I：では、車の名義変更などの登録もしていたのですか？

菊地：そうです。社会保険労務士としてある程度収入を得られるようになるまでは行政書士としてそのような仕事をずっとしていました。

I：何年くらいですか？

菊地：約8年です。

I：では、産業廃棄物関連のお仕事にシフトするようになったのはどういうきっかけなのですか？

～気付くということの大事さ～

菊地：それは、以前、北海道行政書士会札幌支部の理事をしていたとき、業務部に所属をしたのですがその際、業務部担当の板垣先生の指示のもと、産廃の研修を企画したり、役所と交渉をしていたのが私と成田義晃先生です。

その時、板垣先生から「これから法律改正になるから産業廃棄物のことを勉強しておきなさい。」と助言をいただき、それに取り組んだのがきっかけでした。

そして、せっかく勉強したのだからなんとか仕事に結び付けていこうと成田先生と二人で考えました。

産業廃棄物許可者の名簿を買ってダイレクトメールを送ってみたり、いろいろやってみました。しかし、それはあくまでも許可更新のお客さま対象でして、そうすると、新規のお客さまをつかむためにはどうしたらいいのかということをも、考え始めました。

そこで、産業廃棄物収集運搬業を始めようとする人達が受ける講習会が北海道には年2回ほどあるのですが、その講習会の日、朝立ってチラシを配りはじめたのです。

そのきっかけを作ってくれたのは中央区滝沢先生です。具体的にそう教えて下さったのではなかったのですがある日滝沢先生が、

「お客さんは集まってくるんですよ。お客さんが許可を取りたいものがあるとき、そこに集まってくる場所というのがあるんですよ。」

と、僕に示唆してくださったん時があったんですね。

そこで、僕もああなるほど、と。

それで、成田先生と相談してできることはなんでもやろうと、二人で手分けして講習会の朝、会場の入口に立ってチラシを配ることにしたのです。

平成6年から今まで、ずっとチラシを配っています。

Ⅰ：私もお客さまから菊地先生の話をよく聞きます。

菊地：結構、（長いこと）チラシを持っていてくださるんですね。チラシを。今すぐ許可をとろうと思っている人達だけがその講習会に来ているわけではなく、いつか、許可を取ろうと考えている方もいらっしゃる。そういう方達が全道各地から何年も前のチラシを取っておいて下さって、連絡をくださると本当にうれしいですね。

～支えてくれる仲間達～

Ⅰ：全道各地にいつてらっしゃるのですか？

菊地：はい。呼んでいただけるのであればどこへでも行きます。でも、これも成田先生と二人だからできたことなのです。最初のうちは暇だったのですが、何年もやっているとその仕事の忙しくなってきたため、今は地域やお客様を分けて作業をしています。この許可申請は、全道各地、それぞれで処理の仕方にずいぶんと差があります。

Ⅰ：はい。本当に各支庁で差がありますよね。（笑）

菊地：支庁でも差がありますし、担当者一人一人でもずいぶんと対応が違う。時には何故なのかということも直接支庁と交渉することもあります。これも二人だからできたのだと思います。

これからの人達（行政書士）に言いたいのは、滝沢先生がおっしゃった言葉のように、先輩から言われた一言、つまり、キーワードのようなものを見つけることが大事だと思います。そこに僕達は気付き、そして、実践していくこ

とが大切だと思います。

Ⅰ：開業なさってからどれくらい経ちましたか？

菊地：平成2年の開業なので、3月で11年目を迎えます。ここまで続いたのも、一つはうちの奥さんのおかげ。（笑）そして、もう一つは、先ほどから名前を出ているような僕よりも先に開業なさっていてその都度、助言を下さるような先輩や仲間達。

もし、何かわからないことがあったらいつでもいらっシャいと言ってください。これほど、ありがたいことはありません。鉄の世界から法律の世界へ移ったときは不安だらけでしたから。

Ⅰ：ただ最近、教えてもらう立場の問題もあるのではないかと感じる人が多いですね。自分で勉強しようとせず、教えてもらうことが当たり前だと思っている人が多いような気がします。

菊地：そうですね。姿勢の問題だと思います。

一生懸命やっている人にはこちらから教えてあげようという気になります。

～乗り越えなければならぬもの～

Ⅰ：最初の頃、この仕事が軌道に乗るまで、どのようにして過ごされておりましたか？

菊地：昼間は開業しているわけですから、事務所にいて、でも、仕事なんかないし。ゴロンと横になってみたり（笑）本を読んで勉強したりしていました。お金がなかったのでアルバイトしていましたね。夜中から朝方まで、宅急便の配送センターで荷捌きをしていました。そして、日中はほとんど研修会などに出る。そういう毎日でした。

最初から仕事のある人なんていない。でも、これ（行政書士）で食べていこうと僕は決めたんです。

でも、生活もしなければいけない、だから、アルバイトもした。そうやってなんとか、やっているうちに仕事が入ってくるようになる「きっかけ」に出会った。

いずれにしても、僕は「どのように毎日過ごしているのか」ということをいつでも誰かに見られているような気がするんですね。この仕事で本当に食べていきたいと思っているのか、社会から試されている時期なんだろうとそう感じていましたね。

一生懸命やっているうちに1年が経ち、2年が経ち、そろそろこいつにも仕事をやっても大丈夫だろうと世間が判

断し、そうやって仕事に向こうからやってくるものではないか。と、僕は思うんですよね。

I : その期間をどれくらいだとお考えでしょう。

菊地 : やはり3年でしょうかね。その間、ほぼ100%に近いくらい、僕は研修に出ていると思います。それくらい、勉強したと思っています。どんな仕事が増えてもいのように知識を入れておこうと思いました。

I : 途中、やめようかなと思ったことはありませんでしたか？

菊地 : 僕はなかったですね。

I : え？ どうしてですか？

菊地 : この仕事で僕は食べていくのだと、そう決めたからです。決めた後は何も考えませんでしたね。この世界で何とかしていくことだけを考えていました。

I : なるほど。その思いが大切なんですね。その思いが人を感動させるのですよね。そういう人のつながりの大切さを改めて感じさせられたような気がします。

～行政書士北海道在留手続協議会について～

I : さて、話は変わりますが、先生は行政書士北海道在留手続協議会の会長をされいらっしゃるのですよね。そのお話をお聞かせ願えますか。

菊地 : 外国人の方は入管法という規制がありますので日本に滞在する場合、ある一定の資格がないと在留できません。日本人が外国に滞在するときも同じです。その在留手続のお手伝いをしています。

最近多いのは、国際結婚。在留の資格を取るための認定書等煩雑な手続をその方達に代わって申請します。

I : これをするには別途の資格が必要なのですか？

菊地 : いえ、申請書を作成するだけであれば行政書士の資格で十分できます。しかし、申請取次という資格があるかないかの大きな違いというのは、申請取次行政書士は外国人の方達に成り代わって代理で申請ができるということです。申請取次を持っていらっしゃらない方は外国人の方も一緒に入館の窓口へいってもらわなければなりません。

I : これができるとできないとでは大きな差がありますね。

菊地 : そうですね。

I : この会には何か入るための条件はあるのですか？

菊地 : 申請取次を持っていることが条件です。会報で申請取次関連の研修会をご案内していますので、これから申請取次の資格を取りたいと考えている方はこれを受けて頂くことになります。実際、申請取次を取るためには東京か大阪へ行かなければ取れませんが。

I : さて、最後になりますが、これから開業しようとしている行政書士の方に何かアドバイスを頂けませんか？

菊地 : 目標を持つことだと思います。目標がなければちょっとしたことで迷ったり、ぐらついたりするからです。また、いろんな人とどんどん自分から積極的に会いに行くことです。そうすれば、きっと道は開けると思います。

I : 今日はお忙しい中、貴重なお時間を頂きまして本当にありがとうございました。

菊地 : いえ。こちらこそ、ありがとうございました。

幸運の神様は前髪がなく、気付いたときにはいつもすばやく通り過ぎると言います。いつも気持ちが前を向いている人はその神様の前髪をきちんと捉まえられるのだそうですが、まさに菊地先生はその通りになさってきたのではないかと思います。

しかし、幸運(ラッキー)なだけではなく、その裏付けとしてきちんと努力をされている、決してあきらめないというその姿勢に教えられることが非常に多かったお話でした。

菊地利夫氏のプロフィール

昭和27年生 苫前郡初山別村出身

国鉄を退職後、昭和63年、行政書士合格。同年、社会保険労務士合格。

産業廃棄物収集運搬業及び処理業関連申請・在留手続他幅広い分野を手がける

住所 札幌南東区北2-3条東8丁目3番7号丸ニビル2F

電話 011-702-0888

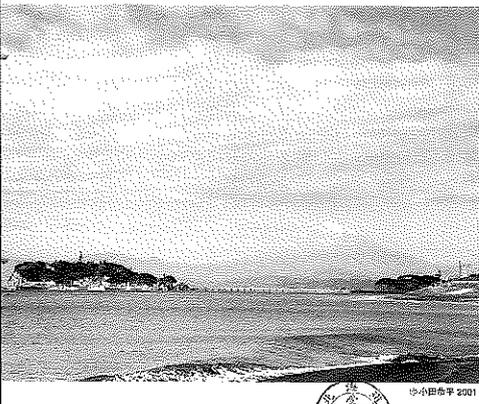
FAX 011-704-6717

他県だより掲示板

★このコーナーでは、他県の広報より記事をご紹介します。
今回は「行政書士 かながわ 2001年1月号」の情報を取り
上げさせていただきます。

行政かながわ

2001.1 JAN. VOL.148



131.29

神奈川県行政書士会

ホームページアドレス <http://www.kana-jyosei.or.jp/>

50

離婚給付について

離婚給付について (その1)

離婚給付とは、離婚した夫婦が、婚姻期間中にそれぞれが得た収入の合計が、離婚した時点での収入の合計よりも減少した場合、収入の減少した一方が、収入の増加した一方に対して、収入の減少した分の給付を受けることができる制度です。

この給付は、収入の減少した方が、収入の増加した方に対して、収入の減少した分の給付を受けることができます。収入の減少した方が、収入の増加した方に対して、収入の減少した分の給付を受けることができます。

離婚給付について (その2)

この給付は、収入の減少した方が、収入の増加した方に対して、収入の減少した分の給付を受けることができます。収入の減少した方が、収入の増加した方に対して、収入の減少した分の給付を受けることができます。

この給付は、収入の減少した方が、収入の増加した方に対して、収入の減少した分の給付を受けることができます。収入の減少した方が、収入の増加した方に対して、収入の減少した分の給付を受けることができます。

支部だより掲示板

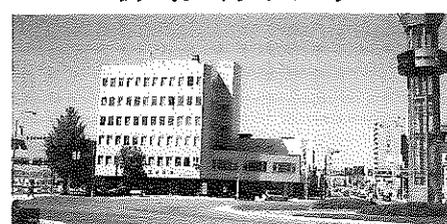
★このコーナーでは、各支部の発行する「支部だより」の記事をご紹介します。
今回は「旭川支部だより」の情報を取り上げさせていただきます。

平成12年1月16日 行政書士 第125号

北海道行政書士会旭川支部

行政書士旭川

新春特大号



平成12年10月26日現在、全国一斉に行政書士試験研究センターが実施した、第1回試験会場となった道庁庁舎センタービル(旧庁舎)の盛況です。(松田 浩)

目次

- ・「2001年に思う」.....2
- ・北海道行政書士会旭川支部第1回臨時総会模様録.....3
- ・道庁公務員採用に関する見解.....4
- ・道庁事務員採用に関する見解.....5
- ・札幌行政書士会情報報告書(総務部).....6
- ・「お知らせ」支部の行事.....7
- ・会員の動き.....8
- ・編集後記.....9

遺言公正証書を作成するための覚書(メモ)

項目	注意
1. 遺言の作成	遺言は、遺言者が、その死亡を推定される時から、いつでも作成することができる。ただし、遺言者が、その死亡を推定される時から、いつでも作成することができる。ただし、遺言者が、その死亡を推定される時から、いつでも作成することができる。
2. 遺言の形式	遺言は、自筆、秘密、公正の3種類がある。公正証書遺言は、遺言者が、その死亡を推定される時から、いつでも作成することができる。ただし、遺言者が、その死亡を推定される時から、いつでも作成することができる。
3. 遺言の執行	遺言は、遺言者が、その死亡を推定される時から、いつでも作成することができる。ただし、遺言者が、その死亡を推定される時から、いつでも作成することができる。
4. 遺言の撤回	遺言は、遺言者が、その死亡を推定される時から、いつでも作成することができる。ただし、遺言者が、その死亡を推定される時から、いつでも作成することができる。
5. 遺言の取消	遺言は、遺言者が、その死亡を推定される時から、いつでも作成することができる。ただし、遺言者が、その死亡を推定される時から、いつでも作成することができる。

New face!

新入会員



かわぐち たけのり
川口 武範

昭和28年2月5日生

札幌支部 平成13年1月4日入会
事務所 札幌市中央区南23条西9丁目
1番38-105号
TEL 011-531-1128

〈コメント〉

ささやかながら事務所を開設する運びとなりました。どうぞ、ご指導、ご助言を賜りますようお願い申し上げます。



あら ちづる
荒 千鶴

昭和32年10月17日生

札幌支部 平成12年12月1日入会
事務所 札幌市北区あいの里3条6丁目
10番1-712号
TEL 011-778-5775
FAX 011-778-5775

〈コメント〉

平成3年の試験に合格し、12月1日付で登録開業致しました。「泣こよっか ひっ飛ば」の精神で頑張ります。



くみた か な
汲田 佳奈

昭和49年12月21日生

札幌支部 平成13年1月4日入会
事務所 札幌市東区北18条東20丁目
2番2号コーポ竹田203号
TEL 011-789-6430
FAX 011-789-6431

〈コメント〉

この度、札幌東区にて開業し、皆様の仲間入りをさせていただきました。右も左もわかりませんが、マイペースで頑張っていきたいと思っております。ご指導の程よろしくお願い致します。



さとう りょうじ
佐藤 亮司

昭和46年10月14日生

札幌支部 平成13年1月4日入会
事務所 札幌市厚別区大谷地東5丁目
3番28号第3大成コーポ106号
TEL 011-890-9881
FAX 011-890-9882

〈コメント〉



まつやま たけふみ
松山 文史

昭和49年1月18日生

札幌支部 平成13年1月4日入会
事務所 札幌市厚別区厚別中央2条
3丁目7番16号
TEL 011-896-9190
FAX 011-896-9190

〈コメント〉

1月に登録を受けました松山文史です。大学入学以来札幌を離れていましたが、この度8年ぶりに戻ってきました。「街の」という枕詞をはずした「法律家」を目指したいと思っています。



みやもと ひとし
宮元 仁

昭和37年8月14日生

札幌支部 平成12年11月1日入会
事務所 札幌市豊平区豊平7条7丁目
3番33-503号
TEL 011-815-7282

〈コメント〉

よろしく願いたします。



かんだ つとむ
神田 務

昭和10年10月2日生

札幌支部 平成12年12月1日入会
事務所 札幌市豊平区美園7条7丁目
1-3
TEL なし

〈コメント〉

今後とも御指導御鞭撻の程よろしくお願ひします。



さいとう ただお
齋藤 忠雄

昭和18年10月19日生

札幌支部 平成13年2月9日入会
事務所 石狩市花川南9条3丁目
94番地14
TEL 0133-72-7518
FAX 0133-72-7518

〈コメント〉

一念発起、行政書士の世界に飛びこみました。理由は自分の能力を十分に発揮できそうだから、法律が好きだから、そして、いろいろな世界に入りこめそうだから等々。多様化する経済社会の中、地域社会の発展のため、微力ながらお役立ちすることが私の夢です。特に商事法務分野に力を注ぎたく頑張ります。



いけだ ひでお
池田 日出夫

昭和17年3月26日生

小樽支部 平成13年2月1日入会
事務所 虻田郡倶知安町字八幡
425番地11
TEL 0136-23-2224
FAX 0136-23-2679

〈コメント〉

この度、入会させて頂いた羊蹄山麓倶知安町の池田です。行政と事業経営者、地域住民との接点として最も身近な行政書士の業務に誇りと責任を持てるよう地道に勉強をします。諸先輩の皆様よろしくお願ひ致します。



さいとう としお
佐藤 俊夫

昭和22年2月24日生

空知支部 平成13年1月4日入会
事務所 滝川市本町5丁目6番6号
TEL 0125-22-1844
FAX 0125-22-1844

〈コメント〉

少子・高齢化が進む社会の中で、老人など社会的弱者の立場に立った真の行政書士を目指す。



かなや ひろみつ
金谷 博光

昭和32年2月3日生

旭川支部 平成13年1月4日入会
事務所 旭川市東光1条4丁目
2番9号
TEL 0166-35-5883
FAX 0166-35-5618

〈コメント〉

諸先輩皆様のご指導とご鞭撻を賜り乍ら、地道に努力していく所存でございます。よろしくお願ひ申し上げます。



よしだ ゆきえ
吉田 裕喜枝

昭和34年6月23日生

網走支部 平成12年12月1日入会
事務所 網走市南7条東3丁目
2番地
TEL 0152-43-2982

〈コメント〉

試験と実務のギャップを実感しつつ仕事をしています。ひとつひとつ経験と勉強を重ねて信頼される行政書士を目指したいと考えています。御指導の程宜しくお願ひ致します。



おおた けんいち
大谷 賢一

昭和25年4月28日生

室蘭支部 平成12年12月1日入会
事務所 登別市新生町2丁目
13番地6
TEL 0143-86-3360
FAX 0143-86-3330

〈コメント〉

丁寧に心を込めた業務をしていきたいと思っています。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。



お知らせ

information

会長選挙の日程(予定)についてのお知らせ

北海道行政書士会 櫻庭和夫
選挙管理委員会委員長

去る3月14日選挙管理委員会を開催して、「会長選挙の予定日時」を決定しましたのでお知らせします。

会長選挙の期日や立候補の届け出などに必要な事項は、4月25日に本会の事務室内に告示しますが、その予定日時は、次のとおりです。また、会長選挙の日程表を各支部に送付しましたことを申し添えます。

*選挙期日

平成13年5月25日(第42回定時総会開催日)

*投票所

第42回定時総会会場(ホテルライフオーブ札幌)

*立候補の届け出

・届け出の期間及びその時間

5月2日(水) 9時から17時まで

・届け出の方法

立候補予定者又はその使者が、次の届け出場所に「会長立候補届」(会則施行規程別記第1号様式)に「会長候補推薦書」(会則施行規程別記第2号様式)を添えて持参してください。

郵便、FAXなどによる届け出は出来ませんので、注意願います。

なお、会長立候補届等の用紙は、事務局にあります。

届出の場所 本会役員室(札幌市中央区北1条西7丁目)

*選挙権者

会長選挙において選挙権を行使できる者は、現に当該総会に出席している代議員とされております。

*会長候補となれる者

会長選挙において、「会長候補者」として立候補の届け出ができる者は、本会の会員であり、かつ、会員15人以上の推薦を受けた者とされています。

*会長選挙についての照会は、本会事務局に問い合わせして下さい。 011-221-1221

平成13年度 定時総会日程のお知らせ

と き：平成13年5月25日(金) 午前10時

と ころ：ホテルライフオーブ札幌 電 話 011(521)5211

札幌市中央区南10条西1丁目

お知らせ

information

市民法律セミナー開催

行政書士の仕事の中でも、もっとも古くから手掛けられている、婚姻届や出生届等の戸籍に関する業務については、いま地域社会の国際化の中で業務の内容が大きく変わりつつあります。特に今日、行政書士が渉外戸籍業務を遂行するにあたっては、日本の法例、民法あるいは戸籍法等の諸法令のほか、外国の身分に関する法令の知識の習得が不可欠であると言っても過言ではありません。

今回のセミナーは、フィリピンの家族法をテーマとして取り上げ、また参加者も行政書士のみならず、市民、学生、法律家、戸籍実務担当者、弁護士など幅広い方々を対象に実施するものであります。行政書士の職域確保という視点からも是非成功させたいと考えています。

開催要項は以下のとおりですので、会員諸兄の多数の参加を期待しています。

開催要項

- テーマ／市民国際私法講座「やさしくわかるフィリピン家族法入門」

現行のフィリピン家族法入門にもとづき、日本人とフィリピン人との結婚や離婚、あるいは子供の出生などの法律的な問題をやさしく解説します。

- 講師／京都府行政書士会 行政書士 姫田 格 氏

- 日時／4月14日土曜日午後1時30分開場

- 会場／札幌市中央区北1条西3丁目（札幌時計台向い）MNビル5階
札幌国際プラザコンベンションホール

- 参加費／500円

- 主催／行政書士セミナー実行委員会

- 後援／北海道行政書士会 財団法人札幌国際プラザ

—— 参加希望の方は、当日時間まで直接会場にお越しください。 ——

問い合わせ：行政書士滝沢事務所まで 電話 011-261-2465

会員の処分について

会則の規定に基づき、会員の処分を行ったので、本会及び各支部の掲示場に掲示します。

平成13年3月

北海道行政書士会

お知らせ

information

表彰おめでとうございます

～ 日行連50周年記念式典で栄えある表彰 ～

天皇皇后両陛下のご臨席のもと、さる2月22日、東京国際フォーラムにおいて、行政書士制度50周年記念式典が挙行されました。

式典は東京消防庁音楽隊による厳かな祝典奏で始まり、森内閣総理大臣をはじめとするご来賓の入場、そして天皇皇后両陛下のご登壇に際しては、満場われんばかりの拍手が沸き起こり、式典会場は最高潮に達しました。

出席者全員が起立しての国歌斉唱、そして盛武隆日行連会長の式辞とつづき、天皇陛下から、行政書士に対してお言葉を賜りました。

その後ご来賓の森喜朗内閣総理大臣をはじめとする「三権の長」の方々それぞれから祝辞を頂戴し、表彰式へと式典はつつがなく進行しました。

「行政書士法制度50周年総務大臣特別表彰」は全国から45名の会員が表彰され、北海道会からは網走支部所属の狩野日出男会員が受賞されました。

また「行政書士法制度50周年日行連会長特別表彰」は全国で362名、このうち北海道会からは、日向寺正幸会員（日高支部）、橋本雄一会員（留萌支部）、中尾道信会員（小樽支部）、中川宏熙会員（札幌支部）、坂下尊会員（十勝支部）、本間秋光会員（苫小牧支部）、佐藤隆一会員（旭川支部）及び佐々木英壽会員（網走支部）の計8名の方々が受賞されました。

日行連会長特別表彰に際しては、全受賞者の代表として中川宏熙会員が登壇をし、盛武隆日行連会長から直接表彰状の授与がありました。

式典は高揚した雰囲気の中、天皇皇后両陛下のご退席、ご来賓の退席とつづき、最後は東京消防庁音楽隊の軽快なコンサートで締めくくられました。

栄えある50周年記念式典において、榮譽ある表彰を受られた会員のみなさん、本当におめでとうございます。

（広報部・滝沢俊行）

女性行政書士交流会のご案内

今年度は、東京で女性行政書士交流会が行われます。

全国の行政書士の方々と交流を持つ良い機会ですので是非ご参加ください。

【日 時】平成13年6月8日(金) 午後1時～
9日(土) 正午まで

【場 所】東京都新宿区西新宿3-2-9
【新宿ワシントンホテル・ワシントンホール】
TEL 03-3349-0011

【会 費】29,000円（交流会・宿泊・研修会）

【振込先】東京三菱銀行町田支店 普通預金 No.2012837
全国女性行政書士交流会 会計 生駒洋子
* 振込手数料は各自負担でお願いします

【備 考】・参加の締め切りは3月31日(土)

・申し込みは参加申込書にてFAX、
又は郵送で下記まで送付。

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-16-5-202
伊 藤 令 子

TEL 03-3511-7723 FAX03-3511-7730

・その他詳細は

行政書士 佐々木ひとみ まで

TEL 011-753-6170 FAX011-753-6171

お知らせ

information

北海道在留手続協議会主催の 在留資格等の相談会を実施します。

外国人の日本滞在期間の更新や国際結婚による在留資格の変更など、資格要件や申請書類の作成についてご相談をお受け致します。

相談会の日時と場所は下記のとおりです。相談される方の秘密は厳守致します。

なお、相談料は無料です。

記

日 時 …… 平成13年3月30日（金）午後1時～午後4時
場 所 …… 札幌市中央区北1条西3丁目 札幌MKビル5F
札幌国際プラザコンベンションホール
相談員 …… 北海道在留手続協議会会員（北海道行政書士会所属会員）
英語・中国語等の通訳もおります

ご相談の主な内容

- ※就労、留学等在留手続の更新や変更
- ※国際結婚の手続きや配偶者の呼び寄せ
- ※永住や帰化許可の申請などについてご相談をお受け致します。

主催：行政書士北海道在留手続協議会 共催：財団法人 札幌国際プラザ

平成12年度行政書士試験結果・北海道

	12年度		参 考			
	北海道	全 国	11年度	10年度	9年度	8年度
受験申込者数 (A)	1,630	51,919	1,207	1,124	1,093	1,164
受 験 者 数 (B)	1,407	44,446	1,051	958	927	970
受 験 率 (B/A)	86.3%	85.6%	87.1%	85.2%	84.8%	93.3%
合 格 者 数 (C)	104	3,558	17	32	64	65
合 格 率 (C/B)	7.4%	8.0%	1.6%	3.3%	6.9%	6.7%

- (1) 試験実施日 …… 平成12年10月22日(日)
- (2) 試験会場 …… 札幌市、函館市、旭川市、釧路市
- (3) 合格発表日 …… 平成13年1月15日(月)

ご逝去

ここに謹んで、ご冥福をお祈りします。

支部名	会員番号	氏名	死亡年月日
札幌(札幌市以外)	2617	宮本 敬三	12.12.1
札幌(手稲区)	4123	石山 瑛二	13.1.15
小樽	3530	荒谷 辰雄	13.2.3
室蘭	1953	川村 泰三	13.2.14

本会の主要行事

月 日	行 事 名	時 間	開 催 場 所
H12.12.6	正副会長会	13:00~15:00	本会役員室
H12.12.7	会報編集委員会	14:30~17:00	本会役員室
H12.12.11	行政書士登録調査委員会	15:00~17:00	本会役員室
H12.12.14	企画部会	13:00~15:00	さっぽろテレビ塔
H12.12.14	会報編集委員会	14:30~17:00	本会役員室
H12.12.14	高度情報化対応委員会	15:00~17:00	さっぽろテレビ塔
H12.12.19	正副会長会	17:00~19:00	本会役員室
H13.1.12	行政書士登録調査委員会	13:00~17:00	本会役員室
H13.1.22	総務部会	13:00~17:00	本会役員室
H13.1.27	常任理事会	13:00~17:00	本会役員室
H13.2.13	行政書士登録調査委員会	15:00~17:00	本会役員室
H13.2.19	会報編集委員会	14:30~17:00	本会役員室
H13.3.3	理事会	13:30~17:30	札幌市女性センター
H13.3.4	理事会	9:30~12:30	かでの2・7
H13.3.4	常任理事会	13:30~16:00	かでの2・7

支部業務研修会開催状況

支 部	開催年月日	開 催 場 所	研 修 科 目	講 師	人数
札 幌	H12.12.11	札幌市 かでの2・7	・札幌市入札参加資格審査申請について ・相続、遺言、成年後見の背景について	札幌市建設局管理部総務課 契約係長 大関 好明 札幌公証役場 公証人 吉本 俊雄	102
函 館	H12.11.8	函館市 ホテル・オークランド	・運送事業許可申請業務と関係法令の一部改正 ・車庫証明及び自動車登録申請の実務	函館陸運支局 輸送課長 横井 康行 輸送係長 久原 賢一 函館支部理事 伊東 弘樹	23
	H12.12.20	函館市 函館勤労者総合福祉センター	・競争入札参加資格審査申請書の記載及び受付要領等について	函館市財務部調度課 工事担当主査 伊藤 秀夫 物品担当主査 今野 喜一	29
	H13.2.23	函館市 函館勤労者総合福祉センター	・消費者契約法のポイント ・立法の効果・法条文の構成 ・付帯決議・逐条事例	函館支部長 佐藤 聡	20
室 蘭	H12.12.15	室蘭市 室蘭中小企業センター	・廃棄物処理と許認可について	胆振支庁環境生活課 姉崎 係長 " 阿部 主査	11
	H13.1.20	虻田町 洞爺山水ホテル	・消費者契約法について ・定期借地借家契約について	北海道行政書士会 理 事 土井 伸 室蘭支部副支部長 高井 健	14
十 勝	H12.11.20 ~23	帯広市 富士通オープンカレッジ帯広校	・パソコン研修 EXCEL	富士通オープンカレッジ 講 師 五十嵐 均	14
	H13.1.18	帯広市 とかちプラザ	・電子申請の概要 ・電子申請の実際	十勝支部会員 下関 桂子 " 林 幸則	9
釧 路	H12.12.2	釧路市 福祉会館	・「建設業決算報告・経営分析申請及び経営事項審査申請」について	釧路支部長 宗岡 隆一	6
	H13.1.20	釧路市 福祉会館	・「建設業決算報告・経営分析申請及び経営事項審査申請」について	釧路支部長 宗岡 隆一	6
根 室	H12.12.9	別海町 マルチメディア館	・パソコンの基礎	(株)オーレンス派遣講師 裏地 恵	6
	H13.2.10	標津町 ホテル川畑	・自賠責及びその請求	根室支部理事 平賀 禎彦	7

「春の訪れを感じる赤れんが」

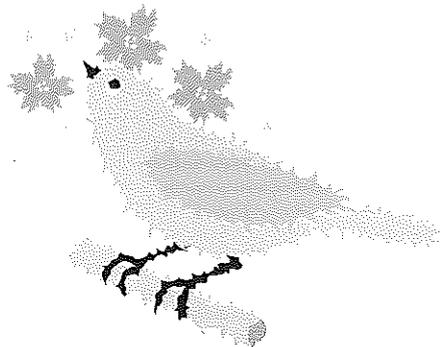
旧北海道庁赤れんが庁舎の前庭の雪も解け北海道にもようやく春が訪れました。

新しい希望にあふれた季節は、活気を運んで来ます。

ふきのとうも緑の間から芽を出し始めたようです。

気持ちあらたに何かをスタートさせましょうか。

(表紙絵・文：成田眞利子)



INDEX

ホームページコーナー・電腦行政書士通信	2
〈ビッグ対談〉	3~6
「結果の平等から機会の平等へ」	
北海道経済産業局 局長 高橋 はるみ	
北海道行政書士会 会長 佐藤 良雄	
事務局からのお知らせ	6
上海日本国総領事館における査証申請手続の概要	7
本会の動き ~ 平成12年度事業の統括 ~	8
「ひと」札幌支部 行政書士 菊地 利夫	9~11
他県・他支部の動向	12
新入会員紹介レポート	13~14
お知らせコーナー	15~18
本会の主要行事・支部業務研修会開催状況	19
忙中閑有	20

次号の記事の締切は4月30日です。

忙●中●閑●有

2001.3.第243号
平成13年3月25日発行

発行人	佐藤 良雄
編集人	佐々木ひとみ
編集委員	田村 文生
編集委員	成田 眞利子
編集委員	田中 浩貴
発行所	北海道行政書士会
印刷所	(株)スリーエス印刷

札幌市中央区北1条西7丁目(西向) タキモトビル2階
TEL 代表(011)221-1221・FAX(011)281-4138
郵便番号 060-0001
取引銀行 北海道銀行本店 (当19116)
北洋銀行本店 (普0742651)
北洋銀行札幌南支店 (普0570344)
札幌銀行本店 (普389444)
振替口座 02730-0-8224番

この編集委員の仕事も、ようやく終わりに近づいておりませんが2年間あっという間に過ぎ去ってしまったようです。

振り返ると、何ができたか、何を残せたか、わかりませんが私自身大変勉強になりました。また、会員の皆様に支えられ、暖かいお言葉、アドバイス等をいただきましてありがとうございます。紙面を借りて御礼申し上げます。

ひとつの冊子が、これだけたくさんの方々のご協力があったはじめてできあがる。行政書士の仕事も一緒ですね。クライアントの方と打合せを繰り返し、最良の方法を考えそれに基づいて申請書をつくり許可まで、更には、許可後もサポートしていく。それに携わる人達の「よい仕事をしよう!」という意志と協力によって成立っている。

そう考えると、私たちが住む北海道は不況と言われて久しいですが、ただ手をこまねいているだけではなく「ひとりひとりが変わる。」という強い意志と協力によって新しい価値、真の「北海道スタンダード」をうみだすことができるのでは、と思います。

社会は急激なスピードで大きく変化し、「現在の常識」と「一日前の常識」がまったく違うことが起こりうる。そんな社会で、「行政書士」という武器をもってどう進んでいけばよいのか、日々考えながら仕事をしていこうと思います。

(文：田村 文生)